

（表）

年 月 日

さぬき市長 殿

申請者 住所
氏名
利用者との続柄（ ）
電話

あんしん通報サービス事業利用申請書兼承諾書

下欄の同意事項に同意の上、あんしん通報サービス事業の利用を申請します。

利 用 者	住 所					
	氏 名					
	生年月日	年	月	日	年 齢	歳
世 帯 の 状 況	氏 名	続 柄	年 齢	職 業	備 考	
利用を希望する 装置の種類						
<p><同意事項></p> <p>1 利用者世帯の要件の確認に当たり、所得の状況について地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく課税台帳等により確認されることに同意します。</p> <p>2 この申請に係る情報を次に掲げるものに提供することに同意します。</p> <p>(1) 関係機関（消防本部、警察署、民生委員及び近隣協力員）</p> <p>(2) 市が受信センター局の業務を委託している民間事業者</p> <p>(3) その他緊急時の対応に際し、市が必要と認めるもの</p> <p>3 緊急時の対応に関して、次の事項に同意します。</p> <p>(1) 緊急通報が発信され、近隣協力者等からの確認連絡がとれない場合は、関係機関又は市の職員の住宅内への立入りを認めます。</p> <p>(2) 緊急時に関係機関又は市の職員が住宅内に入るに際し、住宅の一部に破損が生じても、修復責任を問いません。</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する場合において、市に対し苦情又は損害賠償に関する一切の申立てを行わないことに同意します。</p> <p>(1) 停電時や回線メンテナンス時に緊急通報が不発になった場合</p> <p>(2) 既設電話機や回線に設置している周辺機器の不具合により緊急通報が不発になった場合</p> <p>(3) 不通達、通話不能、音声不良などの通信システムの不具合が発生した場合</p> <p>(4) 緊急通報装置の移動や回線の変更等を行ったり、私の都合により電源を遮断したことで緊急通報装置が正常に作動しなくなった場合</p> <p>(5) さぬき市あんしん通報サービス事業実施要綱第8条に定める維持管理を適切に行っていない場合において、緊急通報に支障が生じた場合</p> <p>(6) 携帯型装置を自宅外で使用した場合や装置の充電不備の場合において、緊急通報や緊急時の対応に支障が生じた場合</p> <p>5 装置の利用に関して、次の事項に同意します。</p> <p>(1) 装置の使用方法（充電・受発信方法）を理解し、利用します。</p> <p>(2) 装置の設置時に通報テストを行い、自宅敷地内の利用できる場所のみで利用します。</p> <p>(3) 装置を破損し、又は紛失したときは、直ちに市長にその状況を報告します。</p> <p>(4) さぬき市あんしん通報サービス事業実施要綱第6条第5項に規定する費用の負担を理解し、利用します。</p>						

(裏)

緊急時 連絡先	1	氏 名		続 柄		
		住 所				
		電話番号				
	2	氏 名		続 柄		
		住 所				
		電話番号				
	3	氏 名		続 柄		
		住 所				
		電話番号				
民生委員	氏 名					
	住 所					
	電話番号					
主たる 連絡先	1	氏 名		続 柄		
		住 所				
		電話番号				
	2	氏 名		続 柄		
		住 所				
		電話番号				
	3	氏 名		続 柄		
		住 所				
		電話番号				
かかり つけの 医 療 機 関	1	氏 名				
		住 所				
		電話番号				
	2	氏 名				
		住 所				
		電話番号				